

保護管理課軽貨物自動車賃貸借契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 保護管理課軽貨物自動車賃貸借契約
- (2) 契約所属 那覇市福祉部保護管理課
- (3) 入札物件 軽貨物自動車 1 台
- (4) 仕様等 別紙 6 「保護管理課軽貨物自動車賃貸借契約仕様書」のとおり
- (5) 納入場所 那覇市役所公用第二駐車場（那覇市久茂地 3 丁目 24 番 1 号）
- (6) 様式等 那覇市ホームページからダウンロード
- (7) 契約期間 令和 8 年 8 月 1 日～令和 13 年 7 月 31 日（60 か月）
- (8) 予定価格 非公表
- (9) 特記事項 この入札に係る契約には、次の条件を付す。
  - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 1 項第 1 号に基づく長期継続契約であること。
  - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
  - ウ 当該契約に係る市の歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、市は当該契約を変更又は解除することができること。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、当該資格等を有していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格社名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）。

(5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

※ 公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。なお、上記(4)に該当するものを除く。。

(6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 令和8・9年度「那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に、希望業種がリース業として登録されている者であること。

(8) 那覇市内に本店、支店、又は営業所を有していること。

(9) 車両の故障など、緊急時に迅速に対応できること。

### 3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページに掲載

### 4 入札参加申込

入札に参加する者は、別紙1「入札参加申込書」を以下の期限までに提出すること。当該期限までに申込書が提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

(1) 提出期限 令和8年5月19日（火）午後5時まで

(2) 提出方法 那覇市役所 本庁舎2階 保護管理課窓口まで持参 ※ 郵送不可

### 5 質問・回答方法

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、以下の期限までに別紙4「質問票」を提出し、担当者に到達の確認を行うこと。

(1) 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時 必着

(2) 提出方法 電子メールを「15 問い合わせ先」記載のメールアドレスまで送信

(3) 回答方法 令和8年5月15日（金）午後5時までに、那覇市ホームページに掲載

### 6 入札の日時・場所等

(1) 入札の日時 令和8年5月22日（金）午後3時

(2) 入札の場所 那覇市役所 本庁舎3階 301B会議室  
那覇市泉崎1丁目1番1号（駐車場有料）

- (3) 入札方法 直接投函
- (4) 必要書類 ア 別紙2「入札書」  
イ 別紙3「委任状」※ 代理人が入札する場合のみ
- (5) 記載方法 別紙2「入札書」及び別紙3「委任状」の記入例を参照

## 7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

## 8 契約保証金

入札金額の100分の10以上とする。なお、那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 9 入札の方法

- (1) 入札書は、書面により直接投函すること。
- (2) 入札金額は、賃貸借期間における賃借料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者を代理してなした入札
- (6) 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札又は×マークの記載がない入札
- (8) 入札書の記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込書にて届出をした住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

## 12 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に公表する。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が二者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札執行は3回までとする。

## 14 落札決定の取消し

落札決定後において、落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、落札決定を取り消す。

## 15 問い合わせ先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎2階(23番窓口)

那覇市 福祉部 保護管理課 企画グループ (担当) 具志堅、上原

TEL: 098-861-5193 (内線 2451)

FAX: 098-862-4267

E-mail: naha\_h\_hogo001@city.naha.lg.jp